



佐賀県入札 公 告

(◎印は、県例規集に登載するもの)
平成17年1月14日(金曜日) 第12555号

四 次

○多軸制御モータコントローラユニット製作の委託に係る一般競争入札

- 県南・北部地区土地改良事業計画変更決定
- 太良町・伊福地区土地改良事業計画変更決定

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年1月14日

取扱等命令者

佐賀県農林水産工本部新産業課長 神 谷 俊一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

多軸制御モータコントローラユニット製作委託 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

(4) 納入期限

平成17年3月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2

入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産工本部新産業課科学技術振興担当

電話 0952-25-7129

3

入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確實に納入できることと認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できることと認められること。

(4) 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間
平成17年1月21日まで

(2) 場所
上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年1月21日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成17年1月28日 17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 指定による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟31号北会議室

(2) 期限

平成17年1月31日10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

(2) 日時

平成17年1月31日10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該競争について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。
_____県営土地改良事業（一般農道整備）打上北部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のことおり縦覽に供する。
平成17年1月14日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覽に供する書類

県営土地改良事業（一般農道整備）打上南部地区の変更後の土地改良事業
計画書の写し

2 縦覽の期間

平成17年1月17日から平成17年2月14日まで

3 縦覽の場所

唐津市役所

太良町長 百武 豊から協議のあった太良町當土地改良事業（基盤整備促進）伊福地区の計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3 第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年1月14日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

太良町営土地改良事業（基盤整備促進）伊福地区の変更後の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年1月17日から平成17年2月14日まで

3 縦覧の場所

太良町役場

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年一月十四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画(株)